

令和2年7月10日

保護者様

京都市立桂川中学校  
校長 徳地 守

## 水害の「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令に対する非常措置について 保存版

本校の校区である川岡・桂東・川岡東学区は、「桂川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。川岡・桂東・川岡東学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意していただき、ご対応よろしくお願ひします。

記

|     | 「避難勧告」「避難指示（緊急）」<br>解除の時間帯                      | 授業の開始の時間        | 備 考                    |
|-----|---|-----------------|------------------------|
| (1) | 午前7時までに解除になった場合                                 | 登校 8：25 平常通りの授業 | 昼食の用意をして登校<br>◆給食はあります |
| (2) | 午前9時までに解除になった場合                                 | 3校時(10：50)から始業  |                        |
| (3) | 午前11時までに解除になった場合                                | 5校時(13：20)から始業  | 昼食を済ませて登校<br>◆給食はありません |
| (4) | 午前11時現在においても<br><br>「避難勧告」・「避難指示（緊急）」<br>発令中の場合 |                 | 臨 時 休 業                |

- (1) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅で待機させて下さい。
- (2) 登校後に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後の気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。
- (3) 給食の献立につきましては、「非常措置用献立」に変更になります。

以上、お子達にもその旨をご指導いただき、ご不在の場合の鍵の管理や、非常時の連絡方法などの備えを十分にご相談いただきますようお願いします。